

氏　名　　柿本 佳延

登録番号　　第 27070008 号

事務所名称　　柿本社会保険労務士事務所

事務所所在地　　大阪府岸和田市門前町1-11-19-101

所属社会保険労務士会　　大阪府社会保険労務士会

処分内容　　1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和5年 12月 15日から1年)

処分理由　　医療法人社団 A から受託した「働き方改革推進支援助成金」
(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給申請業務に際し、
自らの手続の不備を隠蔽するため、同助成金の支給申請時
に添付する「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告
書」に虚偽の内容を記載するとともに、労働能率の増進に関
する機器の納品書、請求書等の日付を改ざんして大阪労働局
長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定め
る懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に反して申請書等の
作成を行ったとき」及び第 25 条の3の懲戒処分事由の「社会保
険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するもので
ある。